

## 水道施設の点検を含む 維持・修繕の実施 について教えてください

### Answer

#### 1. はじめに

平成30年12月成立の改正法により改正された水道法第22条の2の規定等に基づき、水道事業者等は、施行規則で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持・修繕を行わなければならないことが規定されました。また、厚生労働省は施行規則に基づき、水道施設の維持・修繕の考え方や具体的な実施方法を取りまとめた「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン」を令和元年に公表しました。

#### 2. ガイドラインの概要と留意点

ガイドラインの概要は以下のとおりです。

- ・「水道維持管理指針」、「簡易水道維持管理マニュアル」等の技術指針類を体系的に取りまとめ直したもので、土建、機電、管路の全てが対象。
- ・点検及び維持・修繕の実施方法について、考え方、必須事項、標準事項、推奨事項に分類。
- ・予防保全型の管理方法を基本として整理。
- ・点検を含む維持・修繕に関する基本的な考え方が示されており、実際の方法は各管理者が決定。

また、コンクリート構造物においては、以下について施行規則に具体的に定められており、特に留意が必要です。

- ・点検頻度はおおむね5年に1回以上。
- ・点検の年月日、実施した者の氏名、点検結果について次に点検を行うまでの期間保存。
- ・修繕措置を講じた場合は、その内容を記録し、当該施設利用期間中保存。

#### 3. 点検計画例

ガイドラインに基づくコンクリート構造物の点検計画例を以下に示します。

##### (1) 日常点検

点検頻度：数週間から数カ月に1回。

調査方法・調査項目：

損傷・劣化の有無や程度を把握するために巡視時に目視で行うこととし、必要に応じてたたき点検等も併せて実施する。

##### (2) 定期点検

点検頻度：5～10年に1回程度。

調査方法・調査項目：

日常点検では確認が困難な損傷・劣化の有無や程度を詳細に把握するため、目視・たたき点検を基本とし、必要に応じて非破壊試験やコアによる破壊試験等を行う。点検範囲には高所や水槽内部等の日常点検では確認できない範囲を含める。なお、修繕記録は施設利用期間中全て保存する。

#### 4. アセットマネジメントへの適用

アセットマネジメントの構成要素と「点検を含む維持・修繕」の位置付けを以下に示します。効果的なアセットマネジメントを実現するべく、点検を含む維持・修繕と結果の記録・保管を適切に実施する必要があります。

##### (1) 必要情報の整備

日常の保全管理業務等において、マイクロ・マクロマネジメントの実施に必要な基礎データ等の各種情報の収集・整理、データベース化を行う。  
⇒水道施設台帳の作成と保管、水道施設の点検結果及び修繕結果の記録と保管

##### (2) ミクロマネジメントの実施

マクロマネジメントの実施に必要な個別施設の状態・健全度等に関する基礎情報を得るために、水道施設の運転管理・点検調査や水道施設の診断と評価を行う。

⇒点検を含む維持・修繕を適切に実施

##### (3) マクロマネジメントの実施

(2)に基づき、各施設の重要度・優先度を考慮しつつ、中長期の更新需要や財政収支の見通しについて具体的な検討を行う。

##### (4) 更新需要・財政収支見通しの活用

(3)の検討成果を水道事業ビジョン等の計画作成、基本計画・実施計画に適宜反映させることにより、中長期の見通しに立脚した更新計画を策定し、事業として具体化する。